知的財産管理技能検定２級完全マスター①特許法・実用新案法【改訂６版】をご購入いただいた皆様へ

第 43 回（2022 年 11 月実施）以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定２級完全マスター①特許法・実用新案法【改訂６版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 43 回	2022 年 11 月　6 日（日）	2022 年 5 月 1 日
第 44 回	2023 年　3 月 12 日（日）	2022 年 9 月 1 日
第 45 回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律
特許庁ホームページ 特許料等の料金改定 URL ： https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/document/2022-42kaisetsu/09.pdf 知的財産管理技能検定ホームページ 試験範囲の拡充 URL ： https://www.kentei-info-ip-edu.org/exam_scope

※2022 年 7 月 14 日現在

<table>
<tr><th>該当箇所</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>P142
Lesson 17
特許権の管理と活用［１］
特許料の納付額と納付時期</td><td colspan="2">変更前
特許料の納付額※と納付時期（2004 年 4 月 1 日以降に審査請求をした出願）
<table>
<tr><th>各年の区分</th><th>納付額</th><th>納付時期</th></tr>
<tr><td>第１年から第３年まで</td><td>毎年 2,100 円＋　1 請求項につき 200 円</td><td>特許査定の謄本が送達された日から 30 日以内</td></tr>
<tr><td>第４年から第６年まで</td><td>毎年 6,400 円＋　1 請求項につき 500 円</td><td>前年以前</td></tr>
<tr><td>第７年から第９年まで</td><td>毎年 19,300 円＋　1 請求項につき 1,500 円</td><td>前年以前</td></tr>
<tr><td>第 10 年から第 25 年まで</td><td>毎年 55,400 円＋　1 請求項につき 4,300 円</td><td>前年以前</td></tr>
</table>
※2016 年４月１日から特許料が改定されました。
変更後
特許料の納付額※と納付時期（2004 年 4 月 1 日以降に審査請求をした出願）
<table>
<tr><th>各年の区分</th><th>納付額</th><th>納付時期</th></tr>
<tr><td>第１年から第３年まで</td><td>毎年 4,300 円＋（請求項の数×　300 円）</td><td>特許査定の謄本が送達された日から 30 日以内</td></tr>
<tr><td>第４年から第６年まで</td><td>毎年 10,300 円＋（請求項の数×　800 円）</td><td>前年以前</td></tr>
<tr><td>第７年から第９年まで</td><td>毎年 24,800 円＋（請求項の数×　1,900 円）</td><td>前年以前</td></tr>
<tr><td>第 10 年から第 25 年まで</td><td>毎年 59,400 円＋（請求項の数×　4,600 円）</td><td>前年以前</td></tr>
</table>
※2022 年４月１日から特許料が改定されました。</td></tr>
<tr><td>P199
Ｃｏｌｕｍｎ
コーポレートガバナンス・コード
2 ページを新規追加</td><td></td><td>次の２ページ分の内容を追加</td></tr>
</table>

Column　コーポレートガバナンス・コード

「コーポレートガバナンス・コード」とは、東京証券取引所（東証）における上場企業に向けて企業統治（経営の統制）の行動原則を示したもので、適切な経営による企業価値の向上を実現し、経済全体の成長に資するよう、2015 年に金融庁と東証が我が国の成長戦略の一環として策定しました。

コーポレートガバナンス・コードは、法的拘束力はなく、コンプライ・オア・エクスプレイン（comply or explain）と呼ばれるガイドラインの一種です。即ち、全ての原則に対する実施（コンプライ）義務はなく、なぜ実施しないかを説明（エクスプレイン）すればよいというもので、実施しなかった場合の罰則や課徴金などの規定はありません。ただし、コーポレートガバナンス・コードの適用を受ける企業（東証上場企業）は、原則を実施しない場合、その理由をコーポレートガバナンス報告書において説明することが有価証券上場規程で求められており、これに違反した場合には公表措置等の対象となる可能性があります。違反したという事実が公になれば、企業の評判や株価にマイナスの影響を及ぼすため、東証上場企業は事実上コーポレートガバナンス・コードに対する何らかの対応が必要になるといえます。

コーポレートガバナンス・コードは、５つの「基本原則」と、それに紐づく「原則」及び「補充原則」の三層構造になっており、その内容については企業を取り巻く環境の変化に応じて継続的な見直しが行われています。

近年、知的財産を始めとする無形資産は、企業競争力の源泉としてより重要な経営資源となっています。こうした中、2021 年６月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、補充原則の中に２か所、「知的財産」の文言が初めて入りました。

> 第３章　適切な情報開示と透明性の確保
> 【原則３－１．情報開示の充実】
> 補充原則３－１③
> 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や**知的財産**への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

> 第４章　取締役会等の責務
> 【原則４－２．取締役会の役割・責務（２）】
> 補充原則４－２②
> 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・**知的財産**への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

上場会社は、**知的財産への投資について具体的に情報を開示・提供すべき**であることに加え、**取締役会が知的財産への投資について実効的に監督を行うべき**であることが盛り込まれたのです。

これを受けて、内閣府・知的財産戦略推進事務局は経済産業省と連携し、「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」（略称「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」）Ver 1.0 を策定し、2022 年 1 月 28 日に発表しました。本ガイドラインは、企業がどのような形で知財・無形資産の投資・活用戦略の開示やガバナンスの構築に取り組めば、投資家や金融機関から適切に評価されるかについて、分かりやすく示しています。